

法律・生活相談 実施要綱

1. 目的

経済社会の国際化の進展に伴い、現下の景気動向に左右されるとはいえ、就労を目的として沖縄県に在留する外国人は増加傾向にあり、地域に及ぼす影響は看過できないものとなっている。

また、在留する外国人にとっても、日本の民法や社会保障制度、労働法規などすべてを理解した上で、自ら生活に必要な契約、手続きを行うことは相当に困難であると推測される。こうした中で、労働者、留学生、配偶者など外国人の在留資格を問わず、外国人が地域住民として直面する諸問題に関し、専門的な助言、相談ができる窓口を設置することが求められている。

そこで、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「OIHF」という。）において相談窓口を設置し、外国人向けに多言語による生活相談を実施するほか、沖縄弁護士会や関係機関と連携し、在住外国人の生活面や労働面等を支援する法律・専門相談を必要に応じて実施する。

2. 事業内容

（１）生活相談

日本の各種社会制度や生活習慣など県内で生活するために必要な情報を提供するほか、相談者の在留資格、国際結婚、離婚、賃金、解雇などの労働問題、事故、契約など日常生活を送る上での困りごとや悩みごとの解決を図るため相談に応じる。

（２）法律・専門相談

沖縄弁護士会をはじめ関係機関との協力体制のもと、生活全般に関して、法律等の高度で専門的な知識が必要とされる問題についてアドバイスを行う。

3. 対象

原則沖縄県内に在住する外国人とその家族とする。

4. 相談体制

（１）生活相談

ア 受付方法

対面・電話・電子メール・オンライン申請・FB のメッセージなどの SNS で対応する。

イ 開設場所

OIHF 内とし、原則国際交流課職員が対応する。OIHF 職員が対応できない言語に関しては、可能な限り外部から通訳者を手配し対応する。

ウ 受付時間

土・日・祝日を除く 9:00 から 17:00 までとする。

（２）法律・専門相談

生活相談の実施を前提とし必要に応じて実施する。実施日時及び場所に関しては関係機関と調整の上決定し、相談の際は OIHF 職員も同席する。会場借用に係る賃借料が発生する場合、OIHF が負担する。

(3) 法律・専門相談会

定期的に実施する。実施日時及び場所に関しては関係機関と調整の上決定し、相談の際は OIHF 職員も同席する。会場借用に係る賃借料が発生する場合、OIHF が負担する。別途開催要領を定める。

5. リーガル・ライフサポーター養成講座・外国人支援スキルアップセミナー

(1) リーガル・ライフサポーター養成講座

ア 目的

外国人との多文化共生社会に向けた環境整備の一助として実施している「法律・生活相談」について、専門的な「通訳者」として相談者支援対応することができるサポーターを育成する。

イ 受講対象者

県内在住で全講座の受講参加を前提とした上で、次の要件を全て満たす方を対象とします。

- ① ビジネスレベル言語のスキルを持ち、日本語及び外国語で十分にコミュニケーションを図ることができる方
- ② 在住外国人支援に強い関心を有し、本県における多文化共生社会推進への寄与に意欲を有する方

ウ 内容

講座は必要に応じて開講し、別途実施要領で定める。

(2) 外国人支援スキルアップセミナー

ア 目的

相談業務や外国人支援に携わる方等を対象に、支援に携わる際の心構えを学ぶことで、活動に必要とされるスキルの向上を目指す。

イ 受講対象者

リーガル・ライフサポーター修了登記者や外国人支援に携わる方をはじめ、趣旨に賛同する方。

ウ 内容

セミナーは必要に応じて開講し、別途実施要領で定める。

6. リーガル・ライフサポーターの資格及び登録

(1) 登録資格・方法

原則として、OIHF が実施する「リーガル・ライフサポーター養成講座」を修了した方に、登録の資格を与える。登録希望者は、「リーガル・ライフサポーター登録フォーム」を提出し、サポーターとして認定された方には、I.D.カードを付与する。

なお希少言語等の理由により養成が困難であることが認められ、かつ人物が優れ十分な実績を有し、理事長が必要な人材と認める方については、講座の受講を免除しサポーターとして認定することができる。

(2) 登録期間

登録期間は原則 2 年後の年度末までとする。更新を希望する方は、登録期間中に所定の申請書を OIHF に提出することにより、さらに 2 年後の年度末まで更新することができる。

(3) 登録抹消

次のいずれの場合、サポーターとしての登録を抹消する。

- ア 本人からの申し出があったとき
- イ 連絡がとれなくなったとき
- ウ 登録期間が失効したとき
- エ サポーターとしてふさわしくない行為があったと認められたとき

7. 相談料・通訳者に対する謝礼金

(1) 生活相談

- ア 相談料は無料とする。
- イ OIHF で対応できない言語による外部通訳者への謝礼金及び交通費（バス往復運賃）は初回に限り、OIHF が負担する。
- ウ 外部通訳者への謝礼金は 1 時間あたり 2,000 円とし、支給額は所定の税額を控除した額とする。また交通費は、起点間の公共交通機関の運賃（バス賃等）の算定額を支給する。
- エ 外部通訳者が対応した時間が 1 時間に満たない場合 1 時間とし、1 時間を越える場合は、30 分単位で切り上げ、または切り捨てとする。
- オ 対象外国人が複数回の相談を希望する場合、2 回目以降の外部通訳者に係る経費（謝礼金・交通費）は相談希望者が負担する。
- カ 支給方法については、事前に外部通訳者と協議の上、決定する。
- キ 外部通訳者を手配後、相談者の諸事情により決定した相談日時に相談できなかった場合、キャンセル料として通訳者への謝礼金は次のように OIHF が負担する。同一の相談者の相談について通訳者の再手配は行わない。
 - a 手配から相談日前日の間に関しては、謝礼金 1 時間当たりの金額
 - b キャンセルが相談日当日または無断キャンセルの場合、拘束予定時間分の謝礼金及び発生した交通費

(2) 法律・専門相談

- ア 弁護士への相談料は相談件数及び拘束時間に基づき、1 件・1 時間につき 10,000 円に消費税率を乗じた額とし、初回に限り OIHF が弁護士法人または弁護士個人に支払うものとする。
- イ 弁護士との相談時間は、原則相談者 1 人あたり 1 時間以内とし、同一の内容についての相談は同一人につき 1 回を限度とする。
- ウ 通訳者を必要とする場合、OIHF が通訳者を手配する。法律・専門相談に関する外部通訳者への謝礼金は、1 時間あたり 5,000 円とし、支給額は所定の税額を控除した額とする。また、交通費は、起点間の公共交通機関の運賃（バス賃等）の算定額を支給する。支給方法については、事前に外部通訳者と協議の上、決定する。
- エ 通訳に係る経費（謝礼金及び交通費）に関しては、初回に限り OIHF が負担する。
- オ 対象外国人が複数回の相談を希望する場合、2 回目以降の通訳に係る経費（相談料・通

訳者に対する謝礼金及び交通費）は相談希望者が負担する。

カ 相談後、相談者による提訴や起訴された場合の訴訟費用や弁護士費用などは、相談者の負担とする。

キ 相談者の諸事情により決定した法律相談日時に相談できなかった場合、キャンセル料として 7-(2)-アの相談料および 7-(2)-ウの謝礼金、発生した交通費は OIHF が負担する。同一の相談者による同一の内容についての再手配は行わない。

(3) 法律・専門相談会

ア 相談料は無料とする。

イ 通訳者を必要とする場合、OIHF が通訳者を手配する。法律・専門相談に関する外部通訳者への謝礼金は、1 時間あたり 5,000 円とし、支給額は所定の税額を控除した額とする。沖縄本島開催の場合、交通費は、起点間の公共交通機関の運賃（バス賃等）の算定額を支給する。離島開催の場合、旅費は当財団「職員の給与及び旅費に関する規程」を適用し、算定額を支給する。支給方法については、事前に外部通訳者と協議の上、決定する。

ウ 通訳に係る経費（謝礼金及び交通費）に関しては、OIHF が負担する。

エ 台風などの不可抗力により相談会が中止となった場合、拘束予定時間分の謝礼金および発生した交通機関のキャンセル料は OIHF が負担する。

8. その他

OIHF 職員が行う相談対応や外部通訳者が行う通訳について、司法上の責任を負わない。

附則

この要綱は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、2020 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、2022 年 9 月 13 日から施行する。

この要綱は、2025 年 1 月 31 日から施行する。